

監査監第1782号

令和3年3月30日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 渋谷 佳孝 様

さいたま市監査委員 大 矢 幸 子

同 工 藤 道 弘

同 伊 藤 仕

同 松 下 壮 一

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査（出資団体）を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（令和2年3月3日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 所管課

スポーツ文化局 文化部 文化振興課

(2) 出資団体

公益財団法人さいたま市文化振興事業団

(3) 対象事務

出資団体に係る出納その他の事務の執行について（令和元年度及び他の年度）

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 所管課

ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。

イ 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

ウ 出捐証書の保管は良好か。

エ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

オ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

カ 増・減資等はあるか。

(2) 出資団体

ア 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。

イ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。

ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

エ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

オ 経営成績及び財政状態は良好か。

カ 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。

キ 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

ク 会計経理及び財産管理は適切か。

ケ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、出資に係る事務事業及び会計経理等が適正に執行されているか否かについて、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び出資団体内

(2) 監査期間

令和2年11月24日（火）から令和3年3月22日（月）まで

6 出資団体の概要

(1) 設立目的

芸術文化の振興を図り、市民文化の向上と地域コミュニティの推進を図るとともに、さいたま市が設置する施設の管理運営の受託を行い、もって市民の文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

ア 市民文化の向上と地域コミュニティの推進に関する事業

イ 文化団体等の育成に関する事業

ウ 文化事業の開催に関する事業

エ さいたま市の各種文化行事に対する協力に関する事業

オ さいたま市が設置した施設の管理運営の受託に関する事業

カ 市民体育の向上に関する事業

キ 勤労女性の生活向上に関する事業

ク その他設立目的を達成するために必要な事業

(3) 出資状況

市の出資金は1億6,500万円であり、出資比率は100%である。

7 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) スポーツ文化局文化部文化振興課

出捐証書等の保管、団体に対する指導監督等について、関係書類等を調査した結果、いずれも適正に行われていた。

(2) 公益財団法人さいたま市文化振興事業団

定款及び諸規程の整備、設立目的に沿った事業の運営、法令等に準拠した決算諸表等の作成、関係帳票等の整備、会計経理及び財産管理等について、関係書類等を調査した結果、事務の一部に次のとおり適正な事務執行を要する事項が見受けられた。

ア 会計処理における、適用する会計基準が示されていなかったため、公益財団法人さいたま市文化振興事業団定款又は公益財団法人さいたま市文化振興事業団会計規程等に明記すべきである。

イ 財務諸表に対する注記において、「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の記載がなかったため、公益法人会計基準第5に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

ウ 貸借対照表及び貸借対照表内訳表において、貸借対照表日後1年以内に支払期限が到来する「リース債務」の流動負債への計上がなかったため、リース会計基準に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

エ 業務委託契約において、契約額が50万円を超えているにもかかわらず、契約書の作成を省略し請書で対応していたため、公益財団法人さいたま市文化振興事業団契約規程第23条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。